コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　OHISHI SANGYO CO.,LTD.

最終更新日：2016年6月28日
大石産業株式会社
代表取締役社長　大久保　則夫
問合せ先：福岡県北九州市八幡東区桃園二丁目7番1号　（電話番号）093（661）6511
証券コード：3943
http://www.osk.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営の透明性、コーポレート・ガバナンスの充実が求められるなか、「企業価値を継続的に高めていく」ことを実現するためにも、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と株主重視の公正な経営システムを構築・維持改善していくことを、極めて重要な経営課題の一つと認識しています。

a）取締役会について
当社は取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決定、取締役の業務執行状況や会社の財産状況及び経営状況について監視を行っています。

b）監査役会について
当社は監査役制度を採用しており、監査役は会社の健全な経営に資するため、取締役会及びその他重要な会議に出席し、提言・助言・勧告を行っています。監査役は社外監査役3名（常勤1名、非常勤2名）が就任しており、監査役会を設置しています。

c）内部統制システムについて
企業活動における法令順守、公正性、倫理性を確保するために、内部牽制及び内部監査室による内部監査を実施しております。また、2004年10月に「大石産業グループ企業倫理綱領」を制定しており、行動規範、行動基準、実施要領を設け社会的責任を果たしてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、基本原則すべてを実施いたしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
中村泰子	709,975	7.61
OSK社員持株会	480,019	5.15
王子ホールディングス株式会社	463,137	4.97
三井住友海上火災保険株式会社	446,000	4.78
株式会社西日本シティ銀行	378,500	4.06
株式会社福岡銀行	373,500	4.00
株式会社北九州銀行	351,500	3.77
伊藤忠紙パルプ株式会社	309,100	3.31
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	215,000	2.30
日本生命保険相互会社	173,000	1.85

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	福岡 既存市場
決算期	3 月

業種	パルプ・紙
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長門　博之	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長門　博之	○	――	弁護士としてこれまで培ってきた豊富な知識と経験を有しており、業務執行に対する監督をしていただくため社外取締役として選任しております。また、証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断したため、同氏を独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社監査役と会計監査人および内部監査室は、必要に応じて会合を開催するほか、会計監査人による本社、工場及び営業拠点における監査に監査役や内部監査室が同行するなど、情報の共有化を図ることで連携に努めています。
また、監査役と内部監査室とは常に協議を行い、連携した監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宮地　郁夫	他の会社の出身者							△						
川本　惣一	他の会社の出身者							○						
福地　昌能	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮地　郁夫		当社の大株主である株式会社西日本シティ銀行の出身者であります。株式会社西日本シティ銀行との間には資金の預け入れ等の取引関係があります。	地場大手企業で培ってきた豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営全般に対し、助言・提言をいただき、客観的立場から当社経営の監査をしていただくために選任しております。
川本　惣一		当社の大株主である株式会社西日本シティ銀行の代表取締役副頭取であります。株式会社西日本シティ銀行との間には資金の預け入れ等の取引関係があります。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対し、助言・提言をいただくために選任しております。
福地　昌能	○	―――	公認会計士としてこれまで培ってきた豊富な知識と経験を有しており、客観的な立場から当社経営の監査をしていただくために選任しております。また、証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断したため、同氏を独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は役員退職慰労金制度を廃止し、業績に対する連動性を高めた役員報酬制度を導入します。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、有価証券報告書、事業報告において、当事業年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日)に支払われた役員報酬の総額と対象人数を記載しております。

取締役　7名　　110百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、固定報酬、役員持株会拠出金により構成されます。固定報酬は役位ごとの基準額をベースに各取締役の評価に応じて決定され、これに業績に応じた報酬を加え、支給額が決定されます。また、役員持株会拠出金は固定報酬に一定の比率を乗じた額を役員持株会への拠出金とします。
なお、社外取締役および監査役については固定報酬のみを支給するものとします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

取締役会の招集通知、議案及び必要な関連資料は、管理部総務課が事前に配布しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

コーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりです。

〇業務執行について
当社は、取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決定、取締役の業務執行状況の監督を行っています。
〇常務会について
当社は、常務会を原則として月1回開催し、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要な事項の審議および決定または承認を行っています。メンバーは、役付取締役以上をもって構成されています。
〇執行役員制度について
経営と業務執行の分離を図り、取締役がより経営に専念できる体制とすること。また、業務に精通した人材を執行役員として登用し、更に機動的かつ効率的な業務運営を図ることを目的に執行役員制度を導入しています。
〇内部統制委員会について
内部統制体制の維持・向上を目的に、内部統制委員会を設置しています。メンバーは役員等で構成されています。
〇内部監査について
内部監査は、社長直轄の内部監査室が当社内部監査規程及び実施細則に則って監査を行っており、監査結果については取締役会に報告しております。また、監査役及び会計監査人とも協議を行い、連携した監査を行っております。
〇監査役および監査役会について
監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、提言・助言・勧告を行うとともに、業務監査及び会計監査を行っております。社外監査役3名(うち1名は独立役員)による監査役会を設置し、監査機能の強化を図っています。
〇会計監査の状況について
当社は、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任し、正確な経営情報を提供し、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠した監査を受けています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の社外取締役1名および社外監査役3名は、当社経営陣から独立した立場から取締役会等に出席することにより、経営の透明性と客観性を確保できるものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主の出席率を高めるために、集中日を回避して開催しています。
その他	株主総会においては、プロジェクター等を使用して、事業報告等をわかりやすく報告しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、株主総会の資料等をホームページ上に掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部総務課が担当しています。	
その他	IR情報関連雑誌にIR情報を掲載しています。 株主向けに事業報告書をより分かりやすくした「株主通信」として配送しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーの立場の尊重については「企業理念」を基軸として「大石産業グループ企業倫理綱領」においても表明し、その内容はホームページに掲載しています。「大石産業グループ企業倫理綱領」は、企業の基本憲章として普遍的ルールを定めた行動規範、その具体的なガイドラインとしての行動基準、及び順守状況をモニターする体制、手続きを示した実施要領で構成しています。また、ハンドブックを役員、社員に配布し、周知徹底を図るとともに社内報や教育研修で啓蒙に努めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は2001年7月に環境方針を制定し、ISO14001を認証取得するなど環境保全に対する活動に取り組んでいます。環境宣言はホームページに掲載しています。 〇環境宣言 大石産業グループは、環境問題への取組みが企業の社会的責任のひとつであることを認識し、「企業理念」に基づいて、人と地球に優しい企業として社会とともに発展を続け、健全な地球環境を次世代へ引き継ぐために、国内外の企業活動のあらゆる面で、環境の保全に努めます。その具体的な推進体制として、環境委員会を設置し、環境保全活動における行動指針や行動計画に基づき、活動の実効性を高めるよう周知徹底を図っています。 その行動指針として、以下の項目を設定し、実行に取り組んでいます。 1. 省エネルギー対策の推進 2. 環境負荷の小さい生産技術と新製品の開発 3. 廃棄物の発生抑制と再利用の推進
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「大石産業グループ企業倫理綱領」において、事業内容およびその他の有用な情報を自主的に開示するように定め、情報開示委員会による積極的な会社情報の適時開示を行っています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法362条第4項6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関する事項を大会社に準じて決定し、次のとおり内部統制システム構築の基本方針を定めています。以下、基本方針の抜粋です。

(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役は、この実践のため「企業理念」「大石産業グループ企業倫理綱領」に従い、大石産業グループ全体における企業倫理の順守および浸透を率先垂範して行い、法令順守および社会規範、倫理を統括する組織として、社長を委員長とする倫理委員会を設ける。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、その職務の執行に係る文書、その他の重要な情報を、社内規程に基づき、夫々の担当職務に従い適切に保存しかつ管理する。これら文書は、10年間保管するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処すべく、必要に応じてリスクマネジメント委員会を招集し対応する。

(4)取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会で決定した業務の執行は、代表取締役をはじめとする各取締役が行う。また、業務執行に係る権限を執行役員に委譲し、取締役が職務を有効かつ効率的に遂行できるようにしている。また、取締役会の運営を効率的に行うために、常務会等を適宜開催する。

(5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「企業理念」「大石産業グループ企業倫理綱領」の実践的運用と徹底を行う体制を構築し、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、大石産業グループの諸規程に従って、倫理委員会へ報告するものとする。また、内部公益通報保護規程に基づき、使用人が直接通報を行う手段を確保している。

(6)当社及び子会社から成る企業集団(以下、当社グループ)における業務の適正を確保するための体制
当社は関係会社管理規程に則り、大石産業グループの業務効率化、適正化を図るとともに、子会社に対して取締役及び監査役の派遣を行い、企業集団のガバナンスを行う。

(7)監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役又は監査役会に都度報告するものとし、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

(8)監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する旨を当社グループ及び使用人に周知徹底する。

(9)監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(10)その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
監査役は取締役会に出席し、議事運営や決議内容などを監査するほか、常勤監査役による社内重要会議への出席や、関係会社への往訪などを行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「大石産業グループ企業倫理綱領」に表明の通り、社会的秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な経済活動に障害となる反社会的勢力とは一切関わりをもたず、毅然とした態度で臨むこととする。また、担当部署は、反社会的勢力に関して平素より情報の収集と管理に努め、必要に応じて警察等の外部機関と連携するなど、反社会的勢力との取引遮断に向けて組織的に取組むこととする。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は安定株主の増加に努めてきており、新株予約権の発行など特段の防衛策は行わない予定ですが、より効果の高い防衛策は、業績の向上と将来へ向けた可能性の拡大をアピールすることで株価を適正なものとし、企業価値を高めることとしています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制についての模式図および適時開示体制の模式図は、添付のとおりです。

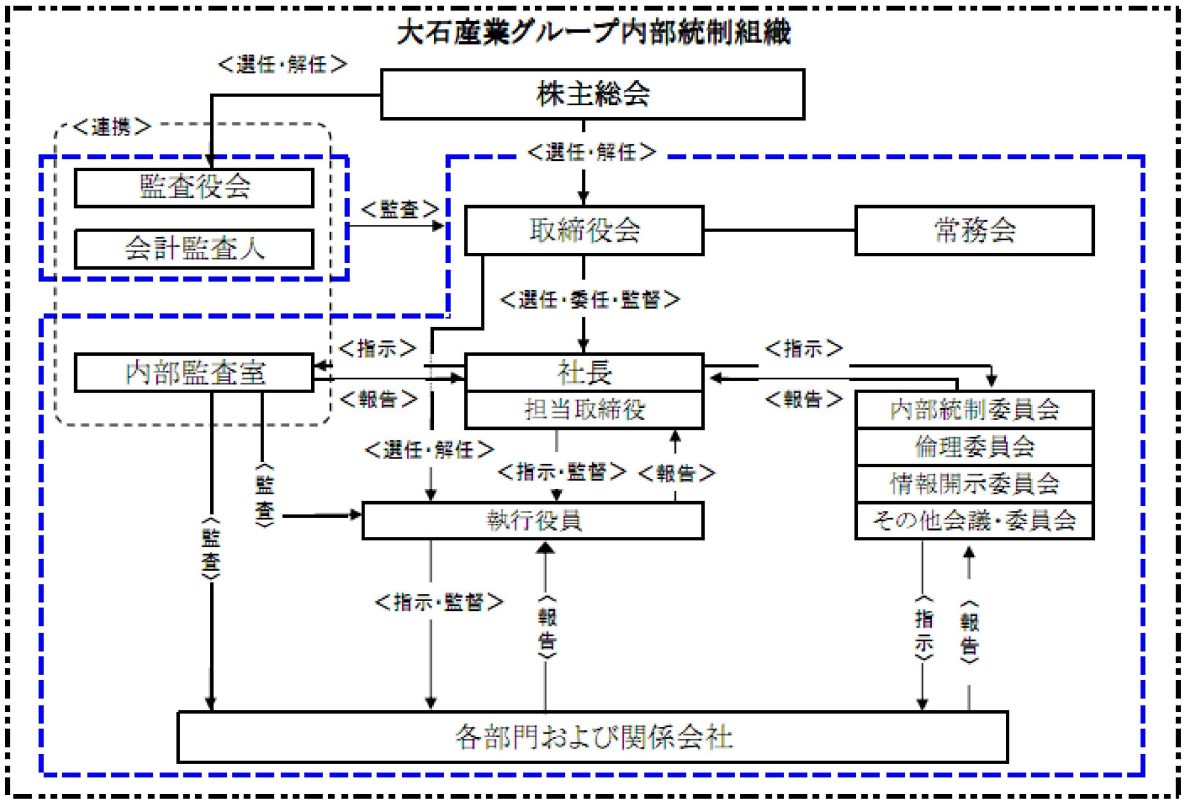

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について

